

令和7年度入学試験 出題趣旨・採点基準・解答例【民事訴訟法】

〔A 日程〕

(出題の趣旨)

I.からIII.のいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

I.は、訴状の被告への送達に関するものである。送達が有効になされた場合の効果、送達の方法、送達が無効であったために被告が訴訟に関与する機会を与えられなかった場合の被告の救済方法について、正確に理解しているかどうかを確認する内容となっている。

II.は、弁護士代理の原則の趣旨についての基本的な知識を確認するものである。

III.は、前訴と後訴の訴訟物が矛盾対立する関係にある場合における既判力の消極的作用・積極的作用について、正確な理解を求めるものである。

(解答例)

以下のとおりである。

I ア 必要的 イ 訴訟係属 ウ 交付 エ 補充 オ 再審

II 当事者の利益の保護

司法の適正かつ円滑な運営の確保

III 前訴の訴訟物は、Xの甲不動産についての所有権、後訴の訴訟物は、Yの甲不動産についての所有権であり、両者は一物一権主義を介して矛盾対立する関係にあるため、前訴確定判決の既判力は後訴に及ぶ。既判力の作用としては、既判力の拘束を受ける当事者が既判力の生じた判断に抵触する主張や証拠の申出をしても、裁判所はその当否の審理に入ってはならないという消極的作用と、裁判所は既判力が生じた判断を前提として後訴の裁判を行わなければならないという積極的作用とがある。本件では、既判力の消極的作用により、後訴裁判所は、売買契約書を証拠調べの対象とせず、排斥しなければならない。

(採点基準)

II.については、2つの解答のうちいずれか1つが正解である場合には、5点を与える。

I.からIII.のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

〔B 日程〕

(出題の趣旨)

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、証明、疎明についての基本的知識を確認する問題である。

II は、形成の訴えの具体例について、確認する問題である。

III は、前訴判決の基準時後に発生した後遺症の損害賠償請求が前訴判決の既判力によっては遮断されないと考えられていることについて、その理論構成を説明してもらうことによって、既判力の時的限界とその例外について理解しているかを確認する問題である。判例、学説の理解を踏まえて、複数の理論構成について、説明することが望まれる。

(採点基準・解答例) (※解答に誤字があれば、減点の対象とする。)

I 各4点

(ア) 証明 (イ) 証明度 (ウ) 高度 (エ) 疎明 (オ) 即時

II 1つあげると4点

離婚の訴え、婚姻取消しの訴え、嫡出否認の訴え、株主総会決議取消しの訴え、行政処分取消しの訴え

III 標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうか、及び、文章の論理性、表現の的確さを評価の対象とする。

判例は、一部請求に関する判例法理を用い、前訴では交通事故による損害のうち前訴の事実審口頭弁論終結時までに生じた損害のみを請求する旨の明示があったものとして、後遺症損害については、前訴の訴訟物とは別の訴訟物となり、前訴判決の既判力が及ばないとする。学説では、後遺症の発生は前訴の事実審口頭弁論終結後であるから口頭弁論終結後の新事由になるとする理論構成、既判力の正当化根拠は当事者の手続保障であるところ、予見不可能な後遺症のように、前訴の事実審口頭弁論終結までに主張することに期待可能性のなかった事由は手続保障がないために、既判力によっては遮断されないとする理論構成などがある。

〔C 日程〕

(出題の趣旨)

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、最高裁令和 2 年 9 月 11 日判決・民集 74 卷 6 号 1693 頁の判決文を参照しながら、反訴、抗弁、弁論の分離・併合といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているか、重複起訴を禁じている条文が正確に摘示できるかについて、語句補充形式で問うものである。

II は、裁判上の自白の撤回が許される場合について正確に理解しているかを問うものである。

III は、私文書の真正な成立についての民事訴訟法 228 条 4 項にいう「本人の押印」の意義や、事実上の推定と同項の推定を結び合わせた二段の推定と呼ばれる考え方を正確に理解しているかを確認するものである。

(解答例) 次のとおりである。

I ア 反訴、イ 抗弁、ウ 分離、エ 併合 オ 142

II ① 刑事上罰すべき他人の行為により自白した場合

② 自白の内容が真実に反し、かつ錯誤に基づく場合

III 民事訴訟法 228 条 4 項にいう「本人の押印」とは、本人の意思に基づいて印章が押捺されることをいうところ、私文書の作成名義人の印影が名義人本人の印章によるものと認められたとしても、本来、直ちにそれが本人の意思に基づいて押捺されたということはできないはずである。しかし、印章をみだりに他人に使用させることはないという経験則に基づき、その印影が本人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、その印影は名義人本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定するのが相当である。その結果、同項にいう「本人の押印」があることになるから、同項により当該私文書が真正に成立したものと推定されることになる。

(採点基準)

I から III のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解し、それを表現できているかを採点基準としている。

III については、文章の論理性、表現の的確さも評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば減点の対象とする。

〔D 日程〕

（出題の趣旨）

I は、民事訴訟における基礎的な概念の理解を確認するものである。

II は、処分権主義の具体例（条文）の理解を問うものである。

III は、判決理由中の判断に関する既判力と相殺の抗弁についての基礎的な理解を問うとともに、要点を効率的にバランス良くまとめる文章力、論理的な文章表現力が備わっているかを評価するものである。判決理由中の判断が、訴訟物を基礎づける攻撃防御方法についての判断に過ぎないことを説明し、判決理由中の判断に既判力が生じないことによる当事者・裁判所それぞれの立場での審理への影響について論じること、また、相殺の抗弁の特性の理解を示し、相殺の抗弁に関し判決理由中の判断に既判力を生じさせる理由について、論理的な説明をすることが求められる。

（採点基準・解答例）（※解答に誤字があれば、減点の対象とする。）

I 各4点

ア 当事者能力 イ 訴訟能力 ウ 訴訟代理（訴訟上の代理、訴訟代理人、訴訟委任も可）

エ 当事者適格 オ 訴訟担当（第三者の訴訟担当も可）（※法定訴訟担当、任意的訴訟担当のように限定した場合、2点）

II 審判対象の設定について3点、手続の終了について1つ目3点・以降2点

・審判対象の設定：246条（304条も可とする）

・訴訟の終了：261条、266条、267条、292条（275条は不可とする）

III 標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうか、及び、文章の論理性、表現の的確さを評価の対象とする

訴訟当事者が、攻撃防御方法の中から、訴訟物たる権利または法律関係の判断にとって必要・適切なものを選択し、他の争点は深くは争わないことを選択し、また、裁判所が、実体法上の論理的な順序に拘束されずに、弾力的・効率的な審理を行える方が、迅速に結論に到達できる。そのため、訴訟物を基礎づける攻撃防御方法についての判断に過ぎない判決理由中の判断には既判力が生じないのが原則である（114条1項）。

しかし、相殺の抗弁については、反対債権自体が訴訟物となり得るものである。また、反対債権の存否についての理由中の判断に既判力を認めないと、相殺により消滅した又は存在しないはずの反対債権を、被告が別訴で請求することができてしまい、反対債権を二重に使用したり、原告・裁判所が二重の審理を強いられる等の不当な結果を生じる。そのため、例外的に、反対債権の存否についての理由中の判断に既判力が認められる（114条2項）。

令和7年度入学試験 出題趣旨・採点基準・解答例【刑事訴訟法】

〔A 日程〕

I. 配点 30 点。

II.1 配点 12 点

被疑者の身柄拘束（逮捕・勾留）を巡っては様々な問題が生じ得る。逮捕前置主義に関連しても、違法な逮捕に引き続く勾留の可否等の問題が複数あるが、まずは、逮捕前置主義の条文上の根拠及び実質的根拠を正確に理解し、そこから論理的に思考を展開していくことが重要である。そこで、逮捕前置主義に関する基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

- ア 逮捕前置
- イ 勾留
- ウ 逮捕
- エ 検察官
- オ 司法審査
- カ 弁解聴取（弁解録取）
- キ 不必要な身柄拘束
- ク 現行犯人逮捕
- ケ 同一である必要がある
- ① 刑事訴訟法 207 条 1 項
- ② 刑事訴訟法 204 条から 206 条

II.1

B 事実については逮捕が先行していないため、B 事実についても勾留をすると、逮捕前置主義に反するようにも思えるが、被疑者はどのみち A 事実により勾留されるのであるから、A・B 事実を一括して処理した方が、全体の身柄拘束期間が短くなること、したがって、不要な身柄拘束を防ぐという逮捕前置主義の趣旨にもかないことなどを的確に論じた。

II.2 配点 8 点。

起訴状一本主義の意義及び趣旨について問うものである。適切に条文（刑事訴訟法 256 条 6 項）を指摘し、条文を踏まえて意義を正確に表現するとともに、判例（最大判昭和 27・3・5 刑集 6 巻 3 号 351 頁）を意識しつつその趣旨を記載することが求められる。

〔B 日程〕

I. 配点 30 点。

II.1 配点 8 点

自白法則の根拠を巡っては、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説の 3 つの見解が対立しているところ、自白の任意性について考えていく際には、このうちどれか 1 つの見解だけ理解すれば十分なのではなく、3 つの見解それぞれの論拠やそれに対する批判を理解しておくことが大切で、また、判例上、自白の任意性が問題となった事例は多数あり、いくつかの類型に分類することができるところ、類型ごとに上記各見解からの説明の仕方は異なるため、学修に際しては、任意性が問題となる類型の具体的事案を想定しつつ検討することが重要である。そこで、自白法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した問題である。

解答例

I.

- ア 犯罪事実
- イ 主要部分
- ウ 任意でなされたものでない疑いのある
- エ 同一
- オ 例示
- カ 虚偽
- キ 誤判
- ク 黙秘
- ケ 違法捜査
- ① 刑事訴訟法 319 条 1 項
- ② 憲法 38 条 2 項
- ③ 憲法 38 条 1 項

II.1

例えば、不起訴約束による自白、偽計（切り替え尋問）による自白、弁護人選任権や黙秘権不告知の状態下での自白、両手錠のままの取調べでの自白などが考えられ、その内容を的確に述べたい。

II.2 配点 12 点。

刑事訴訟法第 220 条第 1 項第 2 号の「逮捕の現場」についての基本的理解を問うために出題した。逮捕に伴う搜索・差押が無令状で認められている根拠から論理的に自説の結論を記述することが求められる。

解答例

刑事訴訟法 220 条 1 項 2 号の「逮捕の現場」の意義をどう解するかの問題であることを指摘した上で、逮捕に伴う搜索・差押えが無令状で許される根拠をどう解するかの自説（相当説又は緊急処分説）を述べ、当該自説からの論理的帰結として「逮捕の現場」の意義を論じたい。

〔C 日程〕

I. 配点 30 点 各 3 点

II. 1 配点 10 点

伝聞法則については、伝聞証拠に該当するか否か、また、その例外に当たるか否かに関し、様々な場合があり、難解であるという印象を持つ学習者が多いが、まずは、伝聞法則の趣旨は何か、伝聞証拠とは何かを的確に理解し、常にそこに立ち戻って思考することが重要である。特に、当該事案における当該証拠の要証事実は何かを常に意識することが、伝聞法則を理解する上で一つのキーポイントとなる。そこで、その点を含め、伝聞法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

- ア 伝聞証拠
- イ 公判期日
- ウ 証拠能力
- エ 知覚
- オ 記憶
- カ 表現・叙述
- キ 供述者の宣誓（偽証罪による処罰の警告）
- ク 当事者による反対尋問
- ケ 裁判官（裁判員）による供述者の態度の観察
- ① 刑事訴訟法 320 条 1 項

II. 1

例えば、X が甲の名誉を毀損したことを立証するために、甲が万引きをしたとする X の発言があったという第三者乙の証言を例とすることが考えられる。この場合、当該証言の要証事実、すなわち、当該証言により直接証明しようとする事実、X の発言があったこと自体であること、X の発言どおり甲が万引きしたことを立証しようとするものではないことから、X の知覚、記憶、表現・叙述の過程の吟味は必要ではないこと、したがって、当該証言は伝聞証拠に当たらないことを的確に論じたい。

II. 2 配点 10 点

被疑者勾留についての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における被疑者の身柄拘束を巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、逮捕勾留に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

解答例

的確に条文を指摘しつつ、犯罪の嫌疑、60 条 1 項各号該当性、勾留の必要性について論じたい。

〔D 日程〕

●刑事訴訟法

I. 配点 30 点 各 3 点

II. 1 配点 10 点

強制処分と任意処分の区分は、捜査に関する法的規律の基本的枠組みであり、それぞれの意義、その許容範囲について正確に理解することは、刑事訴訟法学習の出発点とも言い得ることから、強制処分と任意処分についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

ア 強制処分

イ この法律（刑事訴訟法）

ウ 有形力

エ 意思

オ 制圧

カ 合理的に

キ 重要な

ク 明示の

ケ みだりに容ぼう等を撮影されない自由

① 刑事訴訟法 197 条 1 項但書

II. 1

任意処分については、処分による得られる公的利益とそれによる個人の権利利益の制約との権衡がとれていなければならないという警察比例の原則による制約があることを踏まえ、その許容される範囲を的確に論じたい。

II. 2 配点 10 点

捜査段階における搜索差押えについての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における搜索差押えを巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、搜索差押えの要件に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

解答例

的確に条文を指摘しつつ、犯罪の嫌疑、差し押さえることができる対象、搜索することができる対象（押収すべき物の存在を認めるに足りる状況についての論述を含む。）、搜索差押えの必要性について論じたい。